

茨木市個人情報保護運営審議会公募委員選考要領

1 目的

この要領は、茨木市個人情報保護運営審議会公募委員（以下「公募委員」という。）の選考に関して必要な事項を定めるものとする。

2 選考委員会

- (1) 公募委員の選考に当たっては、法務コンプライアンス課内に選考委員会を設置する。
- (2) 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、総務部長、法務コンプライアンス課長、法務コンプライアンス課長代理、デジタル戦略課長及びデジタル戦略課長代理とする。

3 小論文の評価項目

- (1) 個人情報保護制度の概要を十分に理解しているか。
- (2) 傾った考え方ではなく、広い視野から意見が述べられているか。
- (3) 現実的で建設的な意見となっているか。

4 選考方法

- (1) 各選考委員が、応募者の小論文を査読し、評価項目について、それぞれ1点から10点までの10段階で採点する。
- (2) 前項の採点結果を応募者ごとに合計し、合計点の高い者から上位1人を選任する。
- (3) 合計点が同点となった場合は、選考委員の協議により、選任する者を決定する。
- (4) 採点の結果、合計点が90点に満たない者は、選任しない。
- (5) 合計点が90点以上となる者がいない場合は、再公募を行う。ただし、緊急の場合は公募によらないで委員を選任することができる。

5 選考結果の通知

- (1) 選考結果は、公募委員の決定後、応募者全員に文書で速やかに通知する。
- (2) 応募者から選考内容について問い合わせがあった場合は、応募者本人であると確認できた場合のみ、得点と順位を口頭で知らせることができる。